

平成28年第3回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成28年3月9日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 森岡謙二	
	委員 加藤和宣	委員 檜垣昌子	
	委員 嶋谷珠美		
欠席委員	委員 森下淑子		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校支援課長	学校地域連携担当課長	
	教育指導課長	教育改革・教育支援担当副参事	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	7号	地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	承認
2	8号	組体操について	承認
3	9号	東京都北区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程	承認
4	10号	東京都北区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程	承認
5	11号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
6	12号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
7	13号	東京都北区立教育相談所相談員設置等に関する規則の一部を改正する規則	承認
8	14号	東京都北区就学相談員設置等に関する規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
9	13号	平成28年度・29年度北区スポーツ推進委員の委嘱について	了承
10	14号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第3回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成28年3月9日(水) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成28年第3回北区教育委員会定例会を開会させていただきます。</p> <p>日程第1、第7号議案、「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第7号議案についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。</p> <p>現在の子ども家庭部がこの4月に子ども未来部として教育委員会に位置づけられることになっております。それに関連いたしまして、1の東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の制定について、また2の区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について(通達)の一部改正について、こちら2件につきまして、北区長から北区教育委員会に対して協議の申し出があったものでございます。</p> <p>区長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任したり、または教育委員会の事務を補助する職員に補助執行したりする際、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、協議が必要な仕組みとなっております。そちらに基づく協議ということでございます。</p> <p>後ほどご説明させていただきますが、従来は内容が区民と直接かかわるものではない事務の内容が中心となっていたこともございまして、補助執行事務につきましては、協議が整った旨の内容の通達という形ですること、こちらの対応をしておりました。これが2のところに残っております今回のそちらを改正する案件となっております。</p> <p>今回の子ども家庭部の北区教育委員会への組織再編につきましては、ご案内のように区民と直接かかわります事務について補助執行をする、また委任をするというものが多く含まれております。この補助執行につきましては、規則を制定して対応するというように立っておりますので、こちらの1にございますような規則の制定というような対応もあわせてさせていただくということになっております。</p> <p>最初に規則の制定についてご説明をさせていただきますので、1枚おめくりいただきまして、2ページをお開きください。</p> <p>第1条には、ただいまご説明いたしましたような趣旨が規定されてございます。補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとするということでございます。</p> <p>第2条、こちらにつきましては、お示しのように区長が教育委員会に委任する事務を1から16まで列挙してございます。</p> <p>また、第3条には補助執行する事務が列挙されております。こちらにつきましては、全体といたしまして、現在の東京都北区組織規定の第13条に規定されております、子ども家庭部の各課、各係の分掌事務を整理いたしました上で、この第2条、第3条のそ</p>

それぞれの内容となっているものでございます。

ただし、もう1ページおめくりいただきまして4ページの最後でございます第3条第1項第11号となりますが、奨学金に関することにつきましては、これまで教育委員会で分掌事務として行ってまいりましたが、現在の東京都北区奨学資金貸付条例施行規則の附則の第2項で規定されていたものでございます。こちらを今回の子ども家庭部の組織再編に伴いまして、全体としてこの規定の整備をさせていただいたというもので、先ほど申し上げましたように、現在の子ども家庭部の所掌事務に加えて、こちらの奨学金に関するということがこの補助執行事務として加わっているものでございます。

続きましての第2項につきましては、補助執行に当たりまして、東京都北区処務規程の例により処理をすること。また第3項につきましては、補助執行事務についての最終事案決定者について、また続きます第4項は補助執行事務についての代決について規定をさせていただいているものでございます。

付則でございますが、この規則は本年4月1日からの施行とさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。こちらの付則第2項及び第3項につきましては、経過措置についての規定でございます。

また第4項でございますが、先ほどご説明いたしました奨学資金の貸し付けについての条例施行規則がございますが、こちらのほうの最後のところ補助執行の項目に規定させていただきまして関係でこちらの貸し付け条例施行規則の一部改正をさせていただくというものを付則に載せさせていただいているものとなっております。

次に8ページをお開きいただきたいと思っております。こちらのほうが通達の関係の改正になっております。全体の右側がこれまでの現行、それから左側が改正後というふうな対応になっております。こちらの現行の下線が引いてございます第2の6という教職員住宅の管理に関することでございますが、今年度から解体工事に着手する予定となっておりますので、改正後につきましては削除させていただいているものでございます。

第3につきましては、いろいろございますが、現状に合わせた改正となっております。お示しのとおり、昭和50年6月1日以降こちらの内容についてはそのままという形になっておりましたので、今回現状に合わせた改正をさせていただいております。

第4についてでございますが、区長部局での事案におきましては、区長決裁、最終決裁者でございますが、これで完結するというところでございますが、補助執行の事案につきましては、教育長の審議が必要な旨の規定をさせていただいているものでございます。それぞれこの第4を加えた関係で第5、第6と現行の適用、通達の廃止等1項目ずつずれさせていただいたものでございます。

以上雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に対しましては特に反対意見はないようですので、本件につきまして
は原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
それでは次に、日程第2、第8号議案「組体操について」議題に供します
事務局からご説明をお願いします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、私から第8号議案、組体操についてご説明申し上げます。
1枚おめくりください。本議案につきましては、北区立小中学校において組体操を実
施する場合の基準について設定をしたものでございます。

1枚おめくりください。平成27年度北区立小中学校の組体操の実施状況についてで
ございます。初めに小学校の組体操の実施状況でございますが、平成27年度37校中
30校が実施となっております。実施していない学校につきましては、南中ソーラン、
マスゲーム、大江戸ダンス等を実施してございます。

なお、実施している30校のうちタワーを実施している学校が26校、ピラミッドを
実施している学校が27校ということで、多くの学校がタワーやピラミッドを実施して
いることがわかります。

また、中学校の組体操の実施状況でございますが、12校中8校が実施してございま
す。実施していない学校につきましては、集団行動、大縄跳び、ダンス、行進等を実施
しております。

実施している学校につきましてはですが、タワーにつきましては8校中8校が実施して
おります。またピラミッドにつきましては、8校中8校が実施しているということで、
中学校につきましては、組体操を実施している学校が全校タワーとピラミッドを実施し
ているといった状況となっております。

恐れ入りますが1枚おめくりください。平成26年、27年度に発生いたしました組
体操事故の技別発生件数についてでございます。これにつきましては日本スポーツ振興
センター災害報告書（平成27年12月現在）によったものでございます。なお、件数
につきましては、ここに記載してあるとおりにございます。1件で複数の傷害に該当する
ものもございまして、傷害別件数の合計と実件数は一致していません。

ごらんになっていただくとおわかりのとおり、上からピラミッド、タワーとございま
す。ピラミッドやタワー等で骨折等、例えば27年度につきましては2段タワーですと
か、2段タワー変形、それから飛び乗り3段等で骨折等が発生している状況でございま
す。

ただこういったピラミッドやタワーのみならず、例えば二人で支え合って行う技がございます。例えばここに書いてございますトーテムポールというような技ですとか、肩車という技、サボテンという技、Y字バランスという技、こういった技につきましては二人技というふうに言いますけれども、土台となっている児童・生徒が上の者を支えるというような技となっております。こういった技におきましても、やはり傷害が発生しているという状況でございます。

なお、この中ではトラストフォール、それから大車輪につきましては、二人で行う技ではございませんが、肩以上の高さで相手を支えるというのに等しい技となっております。こういった技につきましても事故が発生しているという状況となっております。なお、倒立につきましては、学習指導要領の中で実施することが明記されている種目となります。

それでは恐れ入りますが、初めの組体操についてという、基準についてご説明申し上げます。このたび、先ほどご説明いたしましたとおり、平成26年度に発生いたしました組体操の事故の状況や発生件数を踏まえまして、各学校に注意喚起を行うとともに、研修会や区の教育研究会等を通して、安全対策に向けた指導を行ってまいりましたが、平成27年度の事故発生件数につきましては20件と、1件増、骨折については2件増となりまして、事故発生件数を減らすことができなかった状況がございます。このような状況を踏まえまして、このたび、ここにございます基準を設定いたしました。読ませさせていただきます。

組体操について。北区立小中学校において組体操を実施する場合は、以下の基準を踏まえること。タワー及びピラミッドは行わない。サボテン、肩車、トーテムポール、飛行機、トラストフォール、大車輪、ロケットなど、土台となる側が立ったままの姿勢で膝より上の部位（膝、腰、背中、肩等）で相手を支える技は行わない。ウェーブなど個々の人の足または手が地面について行われている技やサーフィン（1段の四つんばいになった馬の背中に一人が立って乗る技）などは可とするというものでございます。

それでは具体的にどんな技かということをご説明申し上げます。初めにタワーでございます。土台となっている児童・生徒が四つんばいの形になりまして、その上に児童・生徒が四つんばいになったり、または立ったりして組み上げていく、そういったものがタワーとなります。

続きまして、ピラミッドでございます。ピラミッドにつきましては、土台となるものが四つんばいになりまして、またその上に児童・生徒が四つんばいになりまして組み上げていく、そういったものがピラミッドとなります。

続きまして、サボテンでございます。下の土台の者が膝の上のところで支えるというような技となっております。

続きまして、肩車でございます。下の土台の者の上に、上の者が乗るという形でございます。

続きまして、トーテムポールでございます。肩の上に足を乗せて立っているといった技でございます。

続きまして、飛行機でございます。下の二人が支えていると。高さ的には肩よりも上の状況となっております。

それからトラストフォールでございます。トラストフォールにつきましては、足を軸といたしまして、下で支えているもの複数の者が子どもたちを上を起こすような形で立ち上がらせるという技がトラストフォールとなります。

なお、大車輪につきましては、適切な絵がございませんでしたので、絵ではございませんが、トラストフォールが足を基軸に回転しているのに対して、大車輪のほうは手を起点として同じように立ち上がらせているというような技が大車輪となります。

続きまして、ロケットでございます。ロケットにつきましては、複数の子どもたちが1名の子どもを思いっきり上のほうに飛ばすような形で勢いをつけて行いまして、左側のところがございますが、子どもたちが複数で子どもたちを支えるといった技がロケットということでございます。

続きまして、ウェーブでございます。ウェーブにつきましては、よく集団演技で実施されるものでございますけれども、子どもたちは足または膝を地につけて安全に実施している状況でございます。

また、サーフィンでございます。サーフィンにつきましては、1段の四つんばいになった馬の背中に一人が立って乗るといった技がサーフィンでございます。

以上技の説明をさせていただきました。

繰り返しになりますが、先ほどの事故の件数、技別の件数がございましたが、タワーとピラミッドのみならず、二人で行う技等につきましても、事故が発生しているという状況でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長

説明、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

森岡委員

教育長

清正教育長

森岡委員

森岡委員

ただいまご説明していただいてよくわかります。私自身はこの示された方向で賛成したいと思いますし、ぜひやっていただきたいと思っておりますが、一番心配なのは学校現場の先生方のやる気、そういうものを削いではいけないので、できるだけ尊重したいということもあります。今、教育指導課長の平成26年度、27年度の発生した事故等を鑑みまして、私自身は事故があるものはいけないと思うんですよね。安全性が担保されたものでなければいけないというふうに思っておりますので、ただ単に感動を得た、きずなだとか達成感のためにこういうものをやるというのは賛成できません。他の競技を工夫されたらできる演技等もあるということが、今、示されましたので、タワーだとかピラミッドを行わない方向性で、ぜひ考えていただきたいと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

清正教育長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	<p>今、森岡委員のほうからもお話がありましたように、26年度と比べて27年度は件数も1件ふえて、なおかつ一番大事なことは、重大事故につながらないように思うのですが、骨折が2件もふえています。27年度のをこうやって出していただいて、かえってふえているということで、各学校安全対策を十分やってきた中でこのまま続けていったら保護者のほうからもいろいろとなぜ危険なものをいつまでもやるんだというような意見も出てくることも当然な形になってくるのではないかと思います。また今、新聞紙上でもこの組体操について全国的に取り上げられているということも考えたときに、達成感とかいろいろあると思いますけれど、ほかの競技においてそのものは十分補うことができると思います。まずは事故を減らすということが一番大切だろうというふうに思いますので、組体操の中で、ここに書いてるようにタワー及びピラミッド、そしてたとえ二人でやるものであってもサボテン、肩車、トーテムポール、飛行機、トラストフォール、大車輪、ロケットということで、土台となる側が立ったままの姿勢で膝よりも上の部位で相手を支える技は行わないというのは適切だろうと思います。このようにお手配をいただいて、少しでも事故防止につなげてほしいと思いますし、なおかつ子どもたちに達成感を与えられるような他の競技をぜひ考えていただければというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
清正教育長	ご意見ありがとうございました。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	<p>まずはご説明、ありがとうございました。私も森岡委員、加藤委員の意見にもありましたように、事故を防止する対策、予防する対策を実施することには大いに賛成です。議案にありますように、安全の範囲を決めてこの組体操を行うことが望ましいと考えております。日本スポーツ振興センターの災害報告書でも、学校では安全配慮をしながらも、平成27年度は組体操での骨折事故が6件から8件に増加したということで、教育委員会のほうでも対策をとることが望ましいと思います。ということで、結論として、この議案に賛成いたします。</p>
清正教育長	ご意見ありがとうございました。
嶋谷委員	教育長

清正教育長

嶋谷委員

嶋谷委員

先ほどはご丁寧に説明をいただき、ありがとうございました。私も基準を踏まえることにつきましては賛成いたします。組体操につきまして、当日というのは何が起こるか分からないと思います。ぜひ実施する場合は、あらゆる想定を考えて基準を設けておりましても、基準の中でできること、そして安全面を考えて実施していただきたいと思います。

以上です。

清正教育長

ありがとうございます。なお、本日所要により欠席されている森下委員から書面によりご意見をいただいておりますので、紹介をさせていただきます。

私の第8号議案に対する考え方について申し上げます。これまでも事故防止に向けた注意喚起の通知や研修を実施するなど、さまざまな努力をしてきていただいたのは承知しています。それにもかかわらず事故が大きく減少していない現状から勘案いたしますと、北区教育委員会として、組体操についてタワー、ピラミッドを初め、危険を伴うおそれのある技は制限するような基準をきちんと定めた上で対応していくべきだと考えてございます。

以上のようなご意見をいただいております。

ほかに何か、この件につきましてございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対して特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定をさせていただきます。

次に、日程第3、第9号議案、「東京都北区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程」、日程第4、第10号議案、「東京都北区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程」、日程第5、第11号議案、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、第12号議案、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

それでは、私から第9号議案から第12号議案まで一括してご説明を申し上げます。初めに第9号議案、東京都北区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程についてご説明申し上げます。

1枚おめくりください。この議案につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため職制上の段階の標準的な職を定める必要があるため提出するものでございます。この1ページの別表のところに職制上の段階、そして標準的な職として園長、副園長、主任教諭、教諭を定めたものでございます。

続きまして、第10号議案、東京都北区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程についてご説明申し上げます。

3ページをおあげください。この議案につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として、標準職務遂行能力を定める必要があるため、提出するものでございます。

この2ページ、3ページにございますとおり、標準的な職として、園長、副園長、主任教諭、教諭が定められております。また、それぞれの職に対しまして、標準職務遂行能力を規定するものでございます。

続きまして、第11号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

1枚おめくりください。本議案につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則について所要の改正を行うため、この規則案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。新旧対照表がございます。管理職や再任用職員を除いた職員につきましては100分の90から100分の85、そして、管理職に当たりましては100分の110から100分の105、管理職以外の再任用職員につきましては100分の42.5から100分の40、再任用職員の中で管理職につきましては100分の52.5から100分の50の割合に支給割合を変更するものでございます。

昨年12月に一度支給割合についての変更を行いました。昨年12月につきましては、一括して年間を通じて割合を下げること、100分の90から100分の80ということ、今回につきましては、平成28年度4月からということ、支給割合を変更するといった形になっているものでございます。

続きまして、第12号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

この議案につきましては、平成28年4月1日から学校教育法が改正されまして、新たに義務教育学校が規定されることに伴い、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則について、所要の改正を行うため提出するものでございます。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。新旧対照表でございます。この休憩時

間のところでございますけれども、第5条の2の2というところでございますが、新しく改正後ということでございますけれども、小学校の後に義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員がという形で言葉を添えている形となっております。義務教育学校の前期課程だけではなくて、特別支援学校の小学部という記載を添えたのは、これまでは記載してございませんでしたが、より明確にするために特別支援学校の小学部という記載も添えさせていただいたところでございます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きください。休憩時間の変更承認等申請書でございます。先ほどご説明いたしました改正後の規則によりまして、この申請書につきましてもごらんのとおりので変更がなされているということでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

清正教育長

ご説明、ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に、日程第7、第13号議案、「東京都北区立教育相談所相談員設置等に関する規則の一部を改正する規則」、及び日程第8第14号議案、「東京都北区就学相談員設置等に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。
事務局からご説明をお願いします。

教育改革・教育支援担当副参事

教育長

清正教育長

教育改革・教育支援担当副参事

教育改革・教育支援担当副参事

それでは、第13号議案、東京都北区立教育相談所相談員設置等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

まず1枚おめくりください。左端の説明のところをごらんください。本規則は教育相談所相談員の任命に係る資格等の取り扱いを変更するため、提出するものでございます。

それでは、裏面をごらんください。新旧対照表でございます。現行では第1号の省略となっておりますが、「教育職員の普通免許状を有する者で3年以上教育に係りのあ

る職にあった者」または、第2号の「学校教育に関する学識経験を有する者」を相談員の資格としてごさいました。今回この要件に「臨床心理士の資格を有する者」を追加いたしまして、あわせて「学校教育に関する学識経験を有する者」を「教育相談に関し教育委員会が必要と認める者」に改正するものでごさいます。

この改正は、相談内容が進路や不登校等の教育関係の相談のほか、発達障害や対人関係等の相談が多数寄せられていること。また、平成31年度以降は都費の教員の配置がなくなり、教育経験豊かな相談員の確保が難しくなることから、相談員の資格要件に臨床心理士を加えて、教育相談の充実を図ることにいたしました。

続きまして、第14号議案についてご説明申し上げます。

まず1枚おめくりください。こちらは就学相談員の任命に係る資格等の取り扱いを変更するための規則でごさいます。特別支援教育の実施等、児童・生徒の個別の課題に応じた就学先を相談していく中で、やはり発達障害を課題とする児童生徒が著しく増加していることから、第13号議案と同様に改正を行うものです。

2枚目の裏面、最後のページの新旧対照表をごらんください。こちらも同様に「臨床心理士の資格を有する者」を追加し、「学校教育に関する学識経験を有する者」を「就学相談に関し教育委員会が必要と認める者」に改正いたします。

以上第13号議案と第14号議案を一括してご説明いたしました。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はごさいますでしょうか。

森岡委員

教育長

清正教育長

森岡委員

森岡委員

参考に聞きたいのですが、臨床心理士というのは結構たくさんいらっしゃるのですか。

教育改革・教育支援担当副参事

教育長

清正教育長

教育改革・教育支援担当副参事

教育改革・教育支援担当副参事

まず、現在スクールカウンセラーという形で各学校に配置したりとかしてごさいます。それで毎年そのために臨床心理士の資格を持っていること、スクールカウンセラーの募集をしていますけれども、結構かなりの倍率で資格を持っている人は集まっている状況でごさいます。ただ、若い人が多いのかなというのは、面接をされていて感じるころではあります。

清正教育長	よろしいでしょうか。ほかにかがででしょうか。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	質問なのですが、現在北区の教育相談員の方は何名いらっしゃるのですか。
教育改革・教育支援担当副参事	教育長
清正教育長	教育改革・教育支援担当副参事
教育改革・教育支援担当副参事	現在、教育相談のほうは7名ということになってございます。
清正教育長	よろしいでしょうか。ほかにかがででしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移らせていただきます。 日程第9、報告第13号、平成28年度・29年度北区スポーツ推進委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。
スポーツ施策推進担当課長	教育長
清正教育長	スポーツ施策推進担当課長
スポーツ施策推進担当課長	それでは、平成28年度・29年度北区スポーツ推進委員の委嘱につきまして、私よりご報告させていただきます。

委員会資料をごらんください。1枚おめくりいただきまして、1の推薦・公募状況でございます。お示しのとおり、各団体より推薦をいただいておりますのは35名でございます。公募によるものは12名でございます。合わせまして、計47名の方が委嘱予定者でございます。

2の委嘱者の状況でございます。男性が32名、女性が15名でございます。平均年齢は52歳でございます。移植者のお住まい及び勤務地を王子・赤羽・滝野川の地区別に表でお示しをしたとおりでございます。

3の委嘱期間でございます。平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

報告ありがとうございます。
本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

教育長

清正教育長

加藤委員

加藤委員

教えていただきたいのですが、委嘱者の状況の中で、再任された方は何名くらいいらっしゃるのですか。

スポーツ施策
推進担当課長

教育長

清正教育長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策
推進担当課長

再任された方は30名でございます。

清正教育長

47名中30名ということですね。よろしいですかね。

加藤委員

ということは、17名が新任の方ですね。過去にやっていて、スポーツ推進委員になられたというような方、あるいはここに地区委員会が通常2名ずつですよ、推薦依頼があったのは。私のところにも2名の依頼がありましたけれども。そうすると、19地区あって38名あるところ、1名しか出せない地区も当然あったらろうと、前もそういう傾向がありましたから。そうすると9名その部分は不足しているというような形だと思っておりますが、それを補うために公募があるのだらうというふうに思います。

新たに公募でなられた方はどのくらいいらっしゃるのですか。

スポーツ施策 推進担当課長	教育長
清正教育長	スポーツ施策推進担当課長
スポーツ施策 推進担当課長	新たに公募でなられた方は、4名でございます。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に、日程第10、報告第14号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、後援・共催事業に関するご報告を申し上げます。 1ページをお開きください。今回は、名義使用承認報告3件でございます。 最初1件目、春季吟剣詩舞大会、お示しのとおりの内容でございます。 2件目、ドナルド・キーン・センター柏崎特別企画展「写真で綴るドナルド・キーン の歩んだ道のり」展でございます。こちらもお示しのとおりでございます。 おめぐりいただきまして、3件目でございます。家庭倫理講演会『「いのち」の輝 き』ということで、お示しのとおり北とぴあつつじホールで行われます。 以上でございます。
清正教育長	説明、ありがとうございました。 本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょ うか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。 以上で、本日の日程全てを終了いたしました。 これもちまして、平成28年第3回教育委員会定例会を閉会させていただきます。